

福原長者原官衙遺跡の概要

福原長者原官衙遺跡とは

福原長者原官衙遺跡は、東九州自動車道建設とともに発掘調査の際に福岡県行橋市南泉（旧大字福原）で発見された古代の官衙政庁（役所の中枢施設）の遺跡です。

この遺跡がつくられたのは飛鳥時代の終わり頃（690年頃）で、その後2回ほど大規模な改修工事を行い、奈良時代の初め頃（730年頃）まで使われました。

この政庁がもっとも充実するのは最初の改修工事後（II期政庁）で、政庁の周囲を幅5mの溝によって150m四方の正方形に囲み、その内側をさらに回廊が正方形にめぐっていました。この政庁の敷地の広さは九州最大級の規模です。回廊の内側には、役所の建物が規則正しく建ち並んでいました。南側と東側では門跡も確認されました。南門が格式高く大規模な八脚門であること、政庁の規模が一般的な地方官衙と比べて格段に大きいこと、政庁の平面形が当時の日本の首都であった藤原京の王宮をモデルにしていることから、福原長者原官衙遺跡が極めて重要な行政施設だったことがわかります。

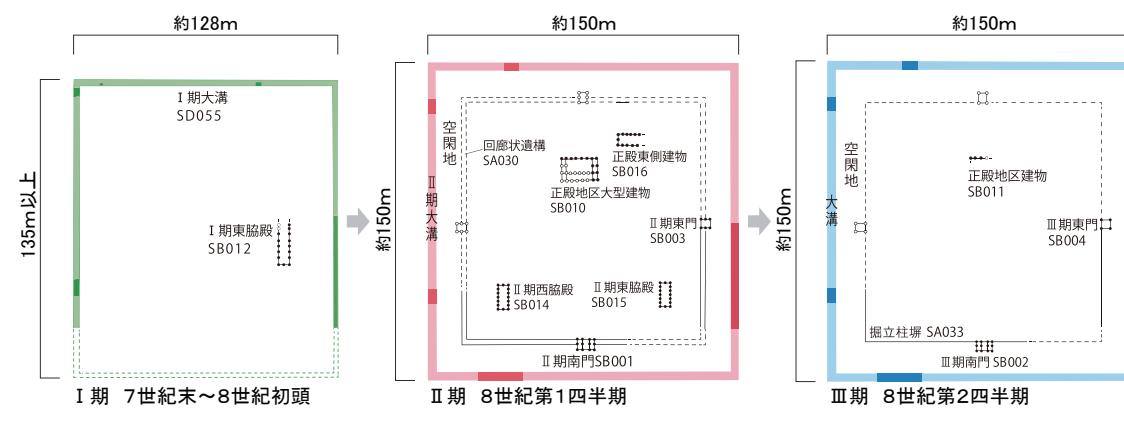
この官衙は文献に記録がないことから、役所の名前や具体的な役割はわかつていませんが、大宰府政庁とともに九州統治の拠点として整備された施設であったと考えられます。

福原長者原官衙遺跡は、日本の古代国家を研究する上で、学術的に極めて重要と評価され、国の「史跡」に指定されました。

遺跡の変遷

この政庁は、2回の大きな改修工事が行われ、以下のように変遷したことがわかりました。

I期	飛鳥時代の終わりごろにつくられた最初の官衙で、幅約3mの溝によって長方形に囲まれた中に、長さ17mを越える大きな建物が建てられました。
II期	幅約5mの溝が新しく掘りなおされ、敷地の形は正方形になりました。溝の内側には回廊がめぐり、東側と南側では門跡も見つかっています。 回廊に囲まれた中には掘立柱建物が規則正しく建ち並び、中央付近でみつかった3面に庇をもつ大型建物は、この政庁の中心建物である「正殿」の可能性があります。
III期	回廊が木柵あるいは板塀に作り変えられ、南門も建てかえで規模が小さくなるなど、施設が簡素化しました。8世紀前半で役所としての機能が停止し、別の場所へ移転したと考えられています。

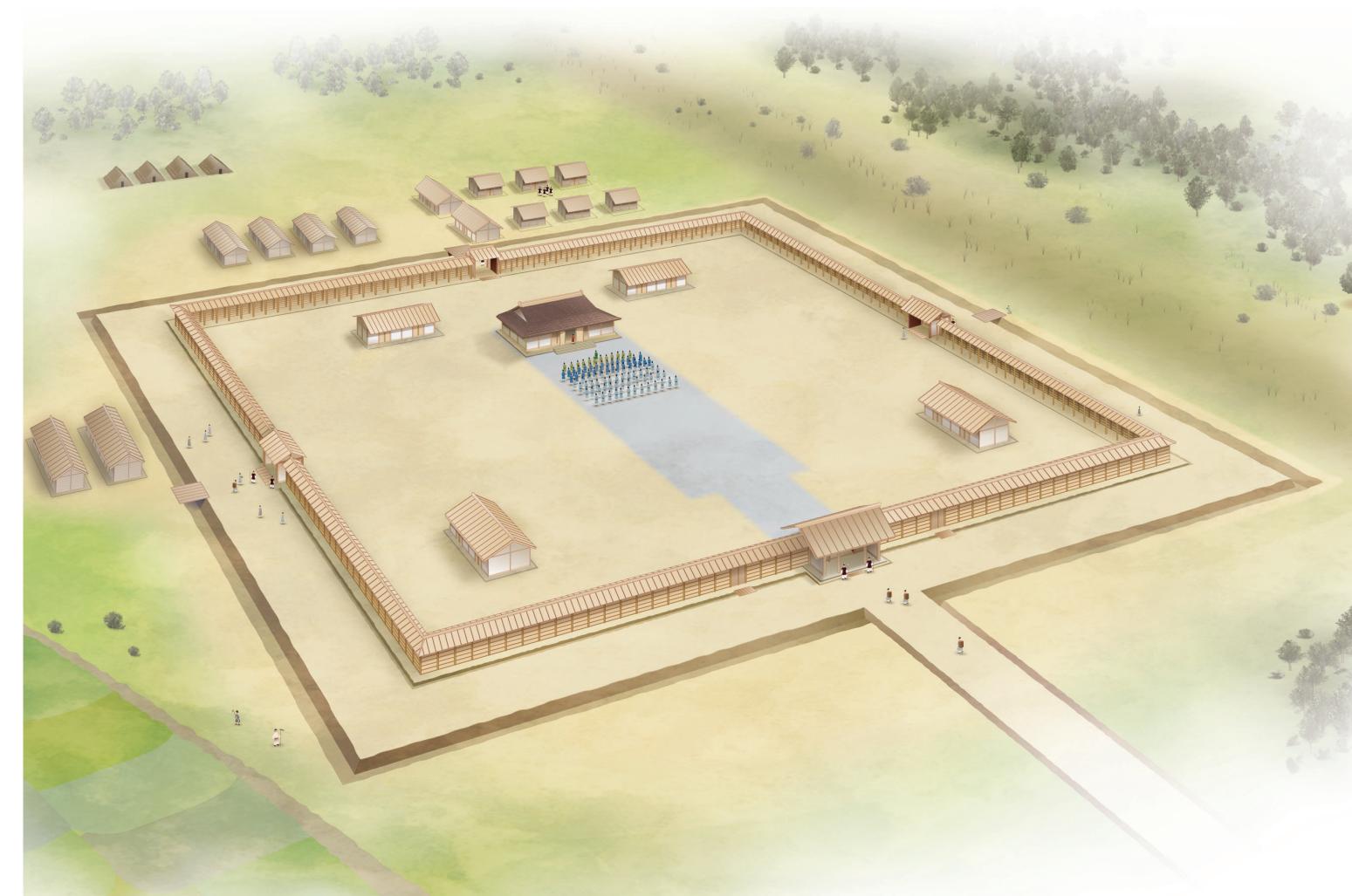


【指定名称】福原長者原官衙遺跡 【所在地】福岡県行橋市南泉一丁目142番3 外93筆等
【指定年月日】平成29年10月13日 【指定面積】24,293.47m²

史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画 概要版

- 未来に伝え、地域の魅力を発信する -

福原長者原官衙遺跡は、福岡県行橋市南部に位置する九州最大級の古代官衙政庁跡（古代の役所の中枢施設跡）です。この重要な史跡を大切に保存していくとともに、この遺跡が位置する京都平野の古代の栄華を示すさまざまな遺跡との関わりも含め、文化財としての価値や歴史を次世代に伝え有効に活用していくために、継続的な活動を行っていきます。



福原長者原官衙遺跡復元図

福原長者原官衙遺跡は、日本の古代国家の地方支配の実態を知るうえで欠くことのできない重要な遺跡であることから、平成29年（2017）10月13日に国の史跡に指定されました。ただし政庁の一部は未指定で、指定地も多くは道路用地や民有地であるため、保存管理や活用、整備にあたって多くの課題を抱えています。これらの課題を解決し、この遺跡を適切に保存し次世代に伝えるとともに、有効に活用していくことを目的として、保存管理や活用、整備、運営について基本的な事項を定めます。

2019年3月

行橋市教育委員会

福原長者原官衙遺跡の価値

福原長者原官衙遺跡は、下記の価値が認められ、重要な遺跡であるとして史跡に指定されました。

① 九州最大級の官衙政庁

政庁の敷地は、一辺約150mの正方形で、地方官衙の標準的大きさから考えると格段に大きく、正門も大規模です。

② 「日本」誕生の時代を象徴する遺跡

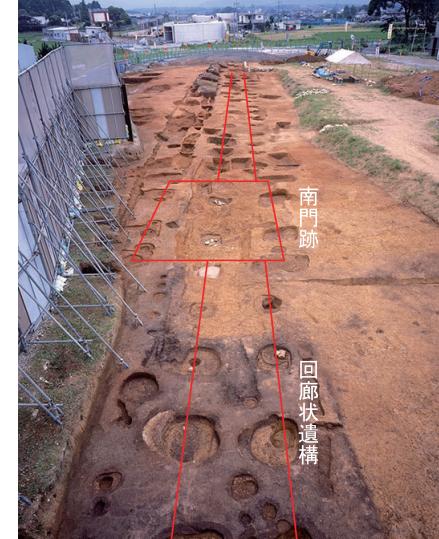
この史跡が造営された7世紀末は、わが国の古代国家が成立した時期と同時代です。まさに「日本」誕生の時代の官衙であると言えます。

③ 藤原宮と共通する最先端の国家的デザイン

正方形の敷地を囲む区画溝と回廊状遺構の間の幅約12mの空閑地は、官衙政庁の莊厳さを演出するために設けられたもので、当時の都の王宮である藤原宮をモデルにしたと考えられます。



福原長者原官衙遺跡の南門復元図



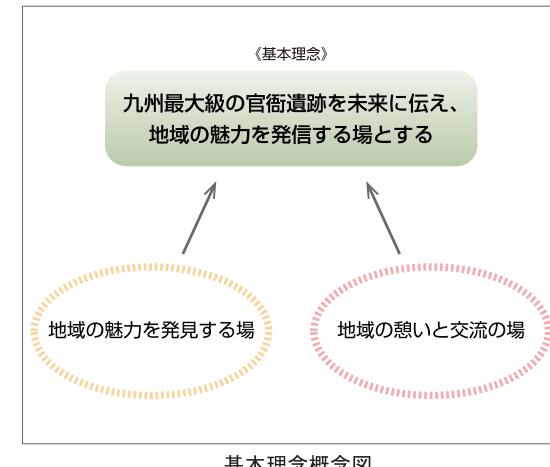
南門跡と回廊状遺構

基本理念

福原長者原官衙遺跡は、歴史の中で重要な役割を担った役所の跡です。そのような役所が置かれた京都平野は、ほかにも歴史上重要な遺跡が多数集中して存在する地域でもあります。そこでこの史跡を、「地域の魅力を発見する場」として、地域の魅力に満ちた豊かな歴史や文化を学ぶことができる場として活用します。

また、かつてこの官衙政庁を多くの人々が行きかたないように、「地域の憩いと交流の場」として多くの人が訪れ、交流し、心地よい時間を過ごせる場とともに、健康づくりの運動やウォーキングの発着点など、地域のイベントなどにも気軽に利用していただける空間にします。

さらに、地域住民がこの史跡をとおして地域に対する愛着や誇りを深め、地域の魅力をより広く発信していくことを目指し、本計画の基本理念を「九州最大級の官衙遺跡を未来に伝え、地域の魅力を発信する場とする」と定めます。



基本理念概念図

保存管理の方向性

史跡の価値を損なうことなく確実に保存し、継承していくことがこの計画の重要な目的です。史跡指定地は公有化を進めるとともに、計画的に発掘調査を実施して官衙の全体像の把握に努めます。未指定であっても発掘調査成果から史跡としての価値が確定している地域は追加指定を行い、一体的に保存管理をしていきます。

計画対象地を5つに区分し、遺構の内容や土地の利用状況にあわせて保存管理を行います。地区の概要は以下のとおりです。

5つの地区区分

A区

史跡指定地のうち、東九州自動車道と県道長尾稗田平島線の道路用地を除く地区。官衙政庁の中でも特に重要な施設があったと考えられる。

B区

史跡指定地のうち、東九州自動車道と県道長尾稗田平島線の道路用地。

C区

官衙に関連する遺構が存在すると考えられる地域で、史跡に追加指定するのが望ましい区域。

D区

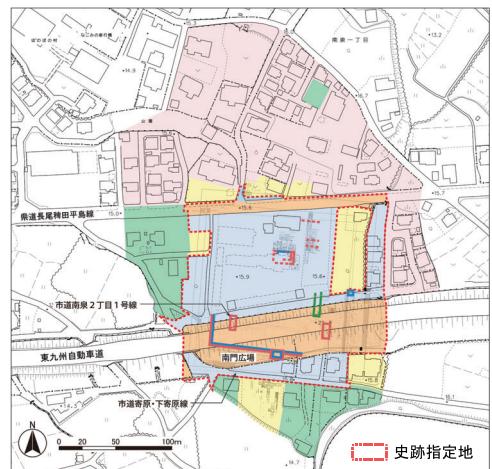
周知の文化財包蔵地で、官衙に関連する空間である可能性が高い地域。

E区

現在周知の文化財ではないが、官衙に関連する空間である可能性が高い地区。



福原長者原官衙遺跡(北西より)



地区区分図

活用の方向性

史跡についての情報発信を積極的に行い、見学会をはじめとする多様なイベントの開催によって訪問者数の増加に努めます。また、広域活用区域内の関連史跡・施設等との連携を結びつけ、福原長者原官衙遺跡を軸に京都平野の歴史や文化財の魅力を発信していきます。

4つの方向性

1. 遺跡に関する情報発信による活用
2. 地域への愛着を深める交流の場としての活用
3. 教育分野における活用
4. 観光資源としての活用



遺跡見学会

整備の方向性

「九州最大級の官衙遺跡を未来に伝え、地域の魅力を発信する場として活用する」ために、5つの方向性で整備に取り組んでいきます。なお、整備の実施は整備計画を策定し、長期的視野に立ち計画的に進めます。

5つの方向性

1. 史跡を保存するための整備
2. 史跡の価値を伝えるための整備
3. 利便性向上や活用促進のための整備
4. 史跡にふさわしい景観整備
5. 周辺関連資源を一体的に活用する整備



建物を表示するVRシステム

運営・体制の方向性

この史跡の運営は日常管理から整備工事、イベントの開催など多様な関わり方が想定されるため、市の関係部局、民間業者や地域住民、関連団体等とで情報共有し、連携する協調体制を構築します。また、歴史資料館の展示や教育機関、周辺自治体などと連携を図りながら広域的な活用を進めています。